

7 豊監第 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 8 年 3 月 2 日

豊山町監査委員 堀 尾 博 樹

豊山町監査委員 作 野 桂 子

## 財政援助団体等の監査結果報告書

### 1 監査の対象

財政的援助団体等の監査

- ・豊山町老人クラブ連合会及び地域老人クラブ  
(担当部署 生活福祉部福祉課)
- ・豊山町交通安全協会 (担当部署 企画調整部防災安全課)

### 2 監査の実施日

令和8年1月30日(金)

### 3 監査の概要

関係書類等の提出を求め審査し、説明を聴取して、財政援助団体に係る出納その他の事務の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

### 4 監査の結果

監査を実施した結果、次のような指摘事項が見受けられたため、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望む。

#### (1) 豊山町老人クラブ連合会及び地域老人クラブ

補助金交付に係る申請書類の審査が不十分であり、かつ誤記載が散見された。

当該団体は、町から継続的に財政的援助を受けている団体であり、町との関係性が密接であることから、補助金の交付決定及び運用にあたっては、外形的にも公平性・透明性が確保される統制体制の整備が重要である。補助金交付に係る意思決定過程及び審査手続きについて、判断基準の明確化や複数職員による確認体制が十分機能しているか改めて検証されたい。

また、老人クラブ間において、総会費等の会議経費への支出割合に大きな差が認められ、補助金の多くが当該経費に充当されている事例も確認された。

「豊山町補助金等交付基準」第4条第3号では、飲食費について「事業と一体不可分な最低限の経費」を除き補助対象外とされていることから、総会費等に含まれる飲食を伴う支出については、補助対象経費としての適否を改めて整理し、基準の周知及び運用の適正化を図られたい。

事業費を上回って交付された補助金については、公金支出の適正確保の観点から、返還を含めた是正措置を講じられたい。合わせて、必要に応じて事実関係を整理し、補助金交付要綱に即した措置を講じられたい。

監査を通じて、各団体が様々な工夫を凝らして活動を継続している様子が伺えた。町と地域が連携し、より一層、町の老人福祉が向上することを期待する。

#### (2) 豊山町交通安全協会

出納その他の執行事務については、概ね適正に行われていた。歳出の人件費「PTA協力員謝礼」は、交通安全協会から、各PTAへ一括して支払われ、個人には支払われていない。また、PTAへの支払いは、運営費ではなく、事業費が適当である。支払い主体及び補助対象経費としての位置づけを整理し、支出方法及び科目設定の適否について検討されたい。